

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十九日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

広島県人事委員会規則第九号

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則等の一部を改正する規則

(市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部改正)

第一条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則(昭和三十三年広島県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項及び第二項を次のように改める。

条例第九条第一項に規定するへき地学校若しくは準へき地学校又は条例第十条第一項に規定する特設学校(以下「へき地等学校」という。)の指定の変更(へき地等学校として指定されないこととなる場合を含む。)の日(以下この条において「変更日」という。)の前日においてへき地手当の支給を受けていた職員で、当該職員に係る変更日後におけるへき地手当の月額(以下「変更日以後のへき地手当の月額」という。)が変更日の前日におけるへき地手当の月額(以下「変更日前のへき地手当の月額」という。)に達しないこととなるもの(当該指定の変更によりへき地手当の支給を受けないこととなる者を含む。)については、変更日以後当該職員が変更日の前日に勤務していた学校又は共同調理場に引き続き勤務する場合(当該学校又は共同調理場の移転があつた場合を除く。)においては、変更日以後のへき地手当の月額が当該職員に係る変更日前のへき地手当の月額に達するまでの間(当該指定の変更によりへき地手当の支給を受けないこととなる者については、変更日以後)、当該変更日前のへき地手当の月額に相当する額のへき地手当を支給する。

2 変更日の前日においてへき地等学校として指定されていた学校又は共同調理場で変更日においてへき地等学校として指定されないこととなるもの(学校又は共同調理場の移転によりへき地等学校として指定されないこととなるものを除く。)は、変更日の前日に当該学校又は共同調理場に勤務する職員で変更日以後当該学校又は共同調理場に引き続き勤務することとなるものに係るへき地手当に準ずる手当の支給については、へき地等学校とみなす。この場合において、へき地手当に準ずる手当の月額の算定は、変更日の前日における給料及び扶養手当の月額の合計額を基礎として、行うものとする。

別表第四から別表第六までを次のように改める。

別表第四から別表第六まで 削除

(市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の

一部を改正する規則の一部改正)

第二条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則(平成二十二年広島県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

附則

この人事委員会規則は、平成二十四年四月一日から施行する。